平成２７年（フ）第８８号
滋賀県近江八幡市西本郷町東３番地８　201号
債務者　平松　友子
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第９３号
滋賀県蒲生郡日野町大字山本815番地117　オオツハイム104号、前住所滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町７丁目2746番地24
債務者　松永　光博
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第９６号
滋賀県東近江市五個荘北町屋町518番地　ドリームハイツⅦ107号、前住所滋賀県東近江市妙法寺町764番地５　妙法寺ハイツＡ棟112
債務者　上谷　満
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第２４６号
兵庫県三田市東本庄1188番地
債務者　髙野　貴志
成年後見人　阿部　秀和
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６６号
神戸市北区道場町日下部1582　コンフォータブルハウス木元302、住民票上の住所神戸市北区道場町日下部1581番地
債務者　木元　豊
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６９号
神戸市中央区元町通３丁目１番14号　新井ビル501、従前の住所神戸市中央区元町通７丁目１番２―711号
債務者　吉田真奈美
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５８号
鳥取県米子市三本松１丁目９番12号　コーポアルファＤ号、住民票上の住所鳥取県日野郡日南町霞916番地３　伯南第二団地１棟11号
債務者　西下　貴裕
1　決定年月日時　平成27年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第２３号
熊本県玉名市岱明町西照寺101番地６
債務者　豊田　淳二
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第２４号
宮崎県串間市大字西方5493番地２
債務者　村田美智子
1　決定年月日時　平成27年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第１４号
福井県敦賀市岡山２号510番地　岡山町２丁目
債務者　奥村　吾一
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第２６号
長野県諏訪市上川２丁目2179番地３
債務者　山本　樹
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第１７６号
大分市横田２丁目22番５号　グランヴィレッジ大分Ⅰ403、住民票上の住所大分市横田２丁目22番５号　グラウンヴィレッジ大分Ⅰ403
債務者　山本　英樹
1　決定年月日時　平成27年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１９２号
大分市明野西１丁目11番２号
債務者　上田　文子
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３７号
青森県五所川原市金木町芦野208番地19
債務者　木下　利樹
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
青森県西津軽郡深浦町大字広戸字家野上109番地３
債務者　濱高美波子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
青森県五所川原市金木町喜良市千苅248番地34、旧住所青森県五所川原市金木町朝日山324番地
債務者　一戸　孝一
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係